

大阪市民泊適正化連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 住宅宿泊事業法及び改正旅館業法が施行されることにより民泊営業に係る複数の制度が整備されることから特に違法民泊施設の多い大阪市域において、法令遵守を促し、適法民泊へ誘導するとともに、無許可で営業する民泊施設を徹底して排除するため、大阪市民泊適正化連絡会議（大阪市違法民泊撲滅チーム）（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 適法民泊への誘導のための方策に関する事
- (2) 違法民泊の排除のための方策に関する事
- (3) その他委員長が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1の職にあるものをもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が随時、委員を招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事及び幹事会)

第5条 連絡会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表第2の職にあるものをもって充てる。
- 3 幹事は、連絡会議の所掌事務について委員を補佐する。
- 4 幹事は、必要に応じて幹事会を行う。
- 5 幹事会において検討・調査等を行った事項については、連絡会議に報告する。

(守秘義務)

第6条 連絡会議及び幹事会において知りえた内容については、在職中及びこれを離れた以降について、これを漏らしてはならない。

(事務局)

第7条

連絡会議の事務局については、健康局に置く。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項を、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

市長

中央区長

浪速区長

経済戦略局長

健康局長

大阪府府民文化部長

大阪府健康医療部長

別表第 2

区役所関係課長 2 名

経済戦略局観光部観光施策担当課長

健康局総務部総務課長

健康局健康推進部生活衛生課長

保健所管理課長

保健所環境衛生監視課長

保健所旅館業担当課長

大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課長

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課長